

令和6年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第4回臨時理事会議事録

日 時 令和6年9月30日(月) 13:30~14:40
場 所 県民ふれあい会館4階 大研修室(鳥取市扇町21)
出席者数 13名(内訳:理事12名、監事1名)
出席者名簿 別紙のとおり
議 題 別添資料のとおり

事務局 それでは令和6年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第4回臨時理事会を開会いたします。

まず定足数の報告でございます。本日は、理事16人のうち12人のご出席をいただいております。定款の第32条に理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本理事会は成立したことを、まず報告させていただきたいと思っております。

続いて会長挨拶ということに次第ではなっておりますが、実は会長は少し体調がよくないということでご欠席でございます。くれぐれもよろしく頼むと伝言をいただいておりますので、会長のご挨拶の方は割愛させていただきます。

次に、議長の選出でございます。定款第31条の規定により理事会の議長は会長が充たるということとなっておりますが、先程申し上げましたように、本日は会長がご欠席です。定款第22条第3項の規定により、副会長が職務を代行するということになっておりますので、本日は佐々木副会長にお願いしたいと思っております。

佐々木副会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長 本日は会長が欠席のため、議長をさせていただきます副会長の佐々木でございます。理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事の進行を図りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号令和7年度事業計画(要望案)及び議案第2号令和7年度当初予算(要望案)について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第1号 令和7年度事業計画(要望案)、議案第2号 令和7年度当初予算(要望案)について説明)

議長 ただいま、令和7年度事業計画(要望案)及び当初予算(要望案)について事務局から説明がありました。

これに対するご質問、ご意見がございましたらお願いします。

理事 (質問、意見なし)

議長 ないようですので、令和7年度事業計画(要望案)及び令和7年度当初予算(要望案)について、案をもとに予算編成作業を進めることとしてよろしいでし

ようか。

理事 (異議なし)

議長 ご承認いただきましたので、引き続き案をもとに予算編成作業を進めさせていただきます。

次に報告事項についてですが、定款第 22 条第 6 項の規定に基づき、会長、副会長、常務理事の職務の執行状況を報告いたします。

常務理事 (報告事項(1) 会長、副会長、常務理事の職務執行状況について、代表で説明)

事務局 続けてよろしいでしょうか。

議長 はい。

事務局 それでは報告事項の 2、令和 6 年度前期事業報告に移らせていただきます。(報告事項(2) 令和 6 年度前期事業報告について説明)

議長 ただいまの説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

松田理事 私どもが地元でよく目にする人権相談は、社(会福祉)協(議会)が主催で取り組まれているものです。ここは県の事業として取り組まれているようですが、県や県内全域ではどういう形で取り組まれているのか、また、配置されている人権相談員はどこが派遣をしているのか教えていただければと思います。

事務局 当センターの人権相談事業は、当センターが行っているものであり、県の事業でも、国の事業でもございません。

社協も人権相談をされているということでしたが、鳥取県内でも様々な形で相談窓口というのがあります。センターと関係の深い鳥取県の人権・同和対策課にも人権相談窓口というのがあります。これは県が東部・中部・西部に配置しておられます。

当センターは水曜日、土曜日、日曜日とかなり変則的な曜日に開設しております。これは、県がされる月曜日から金曜日までの相談窓口とかぶらないよう整理するとき、県が相談窓口を開いていない土曜日と日曜日に当センターが行うことによって、お互いに補完もできるし協力もできるのではないかということになりましたが、平日でなければ相談できないという方もおられるということで、最終的に県との相談のもと、水曜日と土曜日と日曜日に行うということになった経緯があります。

当センターの人権相談員は、当センターが雇っている職員でございます。現在は、以前教員をされていて教育相談のキャリアの長いかた、人権に関する団体で事務局長まで務められたかたなどを採用しております。

松田理事 わかりました。

議 長	ほかにありますでしょうか。
理 事	(なし)
議 長	では次に、鳥取県人権教育推進協議会との統合協議について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (小椋事務局長)	<p>報告事項の3でございます。皆さん(鳥取)県人(権)教(育推進協議会)というふうに皆さん馴染んでおられると思います。その県人教との統合協議ということですが、私も9月から勤め始めたばかりで、どうしてそのようなことが今話題になっているのかということから勉強しているところでありますが、10年ぐらい前から話はあっているようです。</p> <p>本日、統合に向けてこういうスケジュールですということで報告できるかと思っておりましたが、協議は継続中でありまして、スケジュール的にも、何年度ぐらいが準備期間で何年度から一緒になれそうというようなところにまだ至っておりません。報告できますのは、県人教が10月中に理事会或いは評議員会を開いて今後の方向を決めたいとおっしゃっているとお聞きしているところまでです。それから、町村から県人教への法令外負担金を令和7年度は支出しないと町村会が決められたということはお聞きしています。</p>
議 長	ただいまの説明に対して、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
山 口 監 事	<p>10年ぐらい前からあった話ということですが、全然進んでいないように感じます。</p> <p>町村からお金を出さないという予算的なものも出てきたというのであれば、今の時代の流れでいくと、統合できるところはしてもらったほうが良いのに、統合できない理由も示せず、ずるずるやっていくというのは良くないなという感想がありますので、なぜ統合の方向に行きかけたのか、或いは今なぜ出来ないのかということ、できる限りの範囲で構わないので、また何かでお示しいただきたいと思います。</p>
事 務 局 (小椋事務局長)	<p>ご指摘、本当にごもつともだと思います。</p> <p>ただこの件は、当センターの立場であまりものが言えないというところがございまして。と言いますのは、当センターのほうから県人教と一緒にになりたいと言ったわけではないようです。町村が様々な事業に出しておられる負担金を少しでも減らしたいという事情の中で、県人教がされている啓発活動と当センターが行っている啓発活動が一緒になってはどうかいうところで話が上がっているようにお聞きしています。私のほうの立場でご報告できるのは、申し訳ありませんがこれぐらいになるかと思っております。</p>
議 長	それでは、その他として田淵理事より事前にご発言の申し出をいただいておりますので、田淵理事お願いいたします。

田 淵 理 事

皆様方のご理解をいただきまして、障がい者という枠の中で理事会に参加させていただいておりますことを、まずはお礼申し上げたいと思います。

障がい者はひとくくりにされますが、知的、身体、そして精神の3つに大きくわかれており、対応にも随分と違いがあります。特に精神疾患は難しいといえますか、いろんな面で遅れておりますし、いろんな問題が起こってきております。それを踏まえて、今どんな立ち位置にあるかということをお話し申し上げたいと思います。

障がい者は県下で4万4220人。身体障がい者が2万4700人、知的障がい者が5870人、精神障がい者はいろんな統計の取り方がありますが、自立支援医療受給者が1万3600人。4万4200人は人口からすると8.2%で、鳥取県の中で8%強の障がいのある人たちがいるんだというご認識をお願いしたいと思います。

世界的には、日本の障がい者を取り巻く環境は非常に遅れております。日本は国連で「障害者権利条約」に平成19年に署名し、国内法の整備をして、ようやく平成25年12月に批准しました。その後、国連の調査団が令和4年度に調査をして勧告を示しており、令和8年度にはその後どう進んでいるかを改めて調査することになっております。

「障害者差別解消法」は書いてあることは非常に立派ですが、これを監督したり罰則を与える機構がなく、我々としては不十分だなと。我々は昨年度と今年前半に県議会に陳情書の提出、常任委員会の傍聴を繰り返し、議員3人に県議会で質問をしていただいています。

身体障がい、知的障がい、精神障がいの中では、精神障がい者の問題は非常に遅れているのですが、「障害者差別解消法」は障がい者と一般県民との間の差別を解消しようとするもので、精神障がい者の遅れは許容範囲であると、内閣府はこんな解釈です。県も、人権的には問題があるが取り締まる法律がなく、現在の状況は致し方ないと、だからあなた方は元気出して頑張りなさいと、これが現在の意見、そして色んな団体の現状でございます。

また、精神障がいは危険な病気であるという認識がありまして、最近は少なくなりましたが、何か事件が起こると精神科に通院しとったという報道があるわけです。

ちょっとわかりにくかったところもあろうと思いますが、外国からの指摘、そして国内でも「障害者差別解消法」と我々の感覚とのミスマッチが起こっているということを知っていただき、これからは我々はいろんな場面で皆さんや行政の方にもお願いしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

議 長

その他、ほかに何かありますでしょうか。

理 事

(なし)


議 長


それでは、今日予定しておりました議事が全て終了しましたので、これで理事会を終了させていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

事務局 | ございました。
事務局 | ありがとうございました。

令和6年9月30日に開催された、令和6年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第4回臨時理事会の議事内容は、以上のとおりです。

令和6年9月30日

副会長 (代表理事) 佐々木らゑ子 

監事 山口一樹 

(別紙)

令和6年度 第4回臨時理事会(令和6年9月30日) 役員出欠表

	理事名	現職等	出欠	備考
1	前田 義機	元 鳥取県保護司会連合会会長	×	会長
2	佐々木 ちゑ子	鳥取県連合婦人会常任委員	○	副会長
3	小椋 博幸	鳥取県人権文化センター事務局長	○	常務理事
4	明場 達朗	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局長	×	
5	井田 智子	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長	○	
6	岡崎 周治	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
7	岡本 匡史	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
8	岸本 祐司	鳥取県町村会参事	○	
9	佐々木 満也	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
10	佐竹 ふみ代	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	○	
11	高橋 義幸	鳥取県市長会事務局長	○	
12	田 淵 眞司	鳥取県精神障害者家族会連合会会長	○	
13	津川 俊仁	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	○	
14	中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会幹事長	×	
15	松田 繁	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	×	
16	松田 吉正	鳥取県民生児童委員協議会会長	○	

○…出席12名、×…欠席4名

	監事名	現職等	出欠	備考
	山口 一樹	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長会長	○	
	政田 孝	税理士	×	

令和6年度

第4回臨時理事会議案

日時 令和6年9月30日（月）13時30分から

場所 鳥取県立生涯学習センター 4階 大研修室
（鳥取市扇町21番地）

公益社団法人鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

1 開 会

2 定足数報告

3 会長挨拶

4 議長選出

5 議長挨拶

6 議 事

議案第1号 令和7年度事業計画（要望案）について

議案第2号 令和7年度当初予算（要望案）について

7 報告事項

（1）会長、副会長、常務理事の職務執行状況について

（2）令和6年度前期事業報告について

（3）鳥取県人権教育推進協議会との統合協議について

8 その他

9 閉 会